

中小企業等協同組合法等の一部を改正する
法律の施行に伴う運用について

55 企庁第 1324 号
昭和 55 年 9 月 2 日

通商産業局長・都道府県知事あて

中小企業庁指導部長

中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律(昭和 55 年法律第 79 号)は、本年 5 月 14 日に国会で可決、成立し、6 月 9 日に公布されたところである(法改正の概要については、別添参照)が、今回法律を施行するための政省令が整備され(8 月 29 日公布)、役員選出方法の追加及び休眠組合の整理に関する規定については、9 月 8 日に施行されることとなつたので、爾後、中小企業等協同組合法(以下「組合法」という。)及び中小企業団体の組織に関する法律(以下「団体法」という。)に基づく組合等については、下記事項に留意の上その指導等に遺漏なきを期されたい。

(注 1) 改正法は、いわゆるたばね法の形式をとっており、中小企業等協同組合法(第 1 条)の他に中小企業等協同組合法施行令(第 2 条)、輸出水産物の振興に関する法律(第 3 条)、中小企業団体の組織に関する法律(第 4 条)、鉱工業技術研究組合法(第 5 条)、商店街振興組合法(第 6 条)及び輸出入取引法(附則第 3 条)の 7 種類となつている。また、改正の内容は、①火災共済協同組合の事業範囲の拡大、②役員選出方法の追加、③休眠組合の整理の 3 項目が中心となつている。

(注 2) 改正法のうち火災共済関係部分の施行期日は、12 月 1 日とされており、火災共済関係の省令改正については、概ね 10～11 月頃となる見通しである。

記

I 役員選出方法の追加(選任制の導入)について

1 選任制を採用できる組合等の種類について

組合法に基づく組合及び中小企業団体中央会にあつては、同法第 35 条第 12 項並びに同法第 82 条の 8 において準用する第 35 条第 12 項の規定により、全ての組合及び中小企業団体中央会において選任制の採用が可能となつたが、団体法に基づく組合にあつては、

同法第47条第2項において準用する組合法第35条の規定により、商工組合及び商工組合連合会だけが選任制を採用できることとなり、協業組合の役員選出方法は、従来通り選挙による選出だけであるので、その点留意すること。

2 選任制の運営について

「選任」とは、役員を総会の議決（多数決）により選出することをいう。

選任制の運営を的確に行わせるためには、選ばれるべき役員の名簿を理事会で作成させるのではなく、組合員の中から選ばれた者をもって構成する推薦母体において作成させることとするが、具体的なやり方としては、概ね次の手順に従って行うよう指導すること。

- ① 推薦委員の選出
- ② 推薦会議の招集
- ③ 推薦会議の開催及び役員候補者の決定
- ④ 役員候補者の承諾
- ⑤ 役員候補者を理事長に推薦
- ⑥ 理事会の開催（役員選任に関する議案の決定）
- ⑦ 総会開催通知（役員候補者名簿の送付）
- ⑧ 総 会（役員を選任）

[説明]

(1) 推薦委員の選出

イ 委員の選出

推薦委員の選出に当たっては、組合類型に従い、例えば広域組合にあつては地域毎に、同業種組合にあつては企業規模別、売上高別等毎に、また異業種組合にあつては業種毎に組合員のうちからそれぞれ選出すること。

ロ 委員の数

推薦委員の全体の数は各組合が定款で定めることとなるが、役員候補者を推薦する役割の重要性からみてそれなりの数（例えば5人以上）を委員として選出すること。

また、地域等の区分別に推薦委員の人数を定めるに当たっては、民主性を確保することが要請される所であり、別表の作成に際しては少数の意見も正当に反映されることとなるよう妥当な配慮を払うことが適切と考える。

ハ 委員の任期

推薦委員は、役員選任を行う都度選出することを原則とし、任期を附す場合には、

長くとも当該組合の役員の任期に見合った期間を推薦委員の任期とすること。

ニ 委員と現職役員との関係

組合の役員が推薦委員になることは好ましくないが、各地域等の組合員を代表するものとして選ばれた者が結果として現在の役員であつたということであるならば、差支えないと考える。

(2) 推薦会議の招集

推薦会議の招集は、組合を代表する者から各委員に通知を發して行うこと。この場合には、少なくとも総会開催予定日の30日前までに推薦会議の目的、日時及び場所を記載して行うこと。

(3) 推薦会議の開催及び役員候補者の決定

イ 議長の選任

推薦会議においては、推薦委員の中から議長を互選すること。

ロ 推薦会議の議事

推薦会議は推薦委員全員の出席の下に全員一致で役員候補者を決定することが望ましいが、少なくとも推薦委員の過半数が出席し、出席者の3分の2以上の多数により決定すること。

(4) 役員候補者の承諾

推薦会議が役員候補者を推薦しようとする場合には、役員候補者全員からの承諾を事前に得ること。

(5) 役員候補者を理事長に推薦

推薦会議は、役員候補者を最終的に決定したのち遅滞なくその候補者を理事長に推薦するとともに、その氏名及び住所並びに理事又は監事の別を提出すること。この場合には、候補者からの承諾を得た日及び推薦会議の議事録を添付すること。

(6) 理事会の開催

理事会は、推薦会議で決定された役員候補者の名簿を作成し、総会提出議案として議決すること。

(7) 総会開催通知

総会開催通知に当たっては、役員候補者の氏名、住所、略歴等組合員が役員を選任する場合の参考となるべき事項を記載した役員候補者名簿を送付すること。

(8) 総 会

総会における役員を選任は、候補者を一括して行うこと（この場合において、理事候補者と監事候補者とを区分して選任することは差支えない。）

（注）総代会を置く組合にあつては、役員を選任は総代会において行うこととなる。

3 定款の規定について

選任制の採用に当たっては、まず定款でその旨明確に規定することが前提となるが、この場合には、「別添」の模範定款例（略）により十分指導すること。また、定款の作成指導のみならず、全国中小企業団体中央会が別に定める「役員選任規約例」にしたがった役員選任規約の作成も同時に行わせること。

（注）役員を選出方法として選任制を採用するか選挙制を採用するかは、組合の自由意思に基づくが、1の組合が2つの選出方法を同時に採用することは定款上認められない。

なお、選任制と選挙制とは、それぞれ特徴をもった制度であるので、組合の実態に応じ適切な役員選出方法を採用することが適当と考える。

II 休眠組合の整理について

1 今回の政令改正のうち、休眠組合に係る部分の主要点は次のとおりである。

① 改正法により、一旦解散したものとみなされた組合であつても、56年10月1日以降3年以内に継続の決議の認可を受ければ組合の継続ができることとなつてはいるが、その場合の継続決議認可についての権限を、設立認可の例にならい権限委任する。

② 改正法により、所在不明休眠組合に対しては、解散命令の通知に代えてその要旨を官報に掲載することができることとなるが、その場合の官報掲載権限を、解散命令の例にならい権限委任する。

2 今後の進め方についての基本方針は次のとおりである。

(1) 臨時的措置について

① 56年10月1日において、最後の登記をした後10年を経過している組合については、その日に解散したものとみなされることとなる。については、本趣旨につき、広報誌等あらゆる手段を通じて所管組合等に対する周知徹底を十分に図られたい。

なお、国としても混乱の起きないように中央会を通じ周知徹底を図るよう所要の予算措置を講ずることを検討している。

② 上記臨時的措置の実施方法についての詳細は、別途通達する。

(2) 恒久的措置について

恒久的措置の発動については、累積した休眠組合を臨時的措置によつて一括整理した56年10月1日以降になお整理しきれなかつた休眠組合及びその後発生するであろう休眠組合を整理することを基本的な考え方としている。

(具体的には、56年10月1日以降、3年ないし5年に1回、決算関係書類が提出されていない組合に対して、所管行政庁から督促の通知をすること等を通じて恒久的措置を発動していくことが考えられるが、詳細については、別途通達することとしたい。)

しかし、56年10月1日以前であつても、休眠組合が存在することにより新たに組合を設立しようとしている中小企業者が類似名称の使用制限の問題で困難に直面しているケース等については、恒久的措置を発動することが望ましい。

恒久的措置としては、(イ)業務改善命令を省略して解散命令をかけること、(ロ)解散命令の通知の特例の2つがある。

(イ) 業務改善命令を省略して解散命令をかけることについて

改正法により、行政庁は、組合が正当な理由がないのにその成立の日から1年以内に事業を開始せず、又は引き続き1年以上その事業を停止していると認めるときは、業務改善命令を発することなく直ちにその組合に対して解散命令を発動し得ることとなつたが、その場合における「正当な理由」としては、たとえば、次のようなものが考えられる。

- ① 天災等により、その事業を行うことが不可能であつた場合
- ② 産業構造の急激な変化等により事業の変更を準備中の場合
- ③ 親企業が倒産することにより、下請業者が取引先の変更を余儀なくされ、組合としても、従来親企業との関連で行つていた事業内容を変更せざるを得なくなり、その準備に時間を要しているような場合
- ④ 市街地再開発事業等のため、当該事業が終了するまで、商店街、共同店舗等の組合員が別々の借店舗で営業していること等により、組合活動を行うことが不可能な場合
- ⑤ 組合の意志にかかわらず、行政庁等の処分により事業遂行が行えないような場合

(ロ) 解散命令の通知の特例について

解散命令の効果的発動が阻害されるケースがあつたことにかんがみ、改正法により解散命令の到達主義に例外を設け、解散命令の通知に代えてその要旨を官報に掲載することができるようにし、所在不明休眠組合の整理の円滑化を図れることとなつたが、

その場合の官報掲載するまでの手続きは次のとおりである。

- ① 登記簿上の組合の住所の代表理事あてに決算関係書類の提出の督促通知をする。
- ② あて先人不明で返送されてきた場合、登記簿上の自宅の住所の代表理事あてに改めて上記の通知をする。
- ③ あて先人不明で返送されてきた場合、代表理事以外の役員あてに改めて通知する（当該住所、氏名を行政庁が把握できない場合には、③のステップは省略すること）。
- ④ 代表者の所在が不明な場合には、中央会に対し指導のための他の手がかりが無いことを確認の上、官報掲載の手続きをとる。

（注）通知が到達したにもかかわらず返送されず回答が来なかった場合には、適切な期間を明示し、その期間内に回答が得られない場合には、法律に基づき官報掲載を行う旨を内容証明で通知する。